食料・物資の業務

ページ

１　事前確認　………………………………………　２

２　調達・配給に必要な場所などの確保　………　３

３　調達　……………………………………………　４

４　受け取り　………………………………………　５

５　保管　……………………………………………　６

６　配給　……………………………………………　７

７　炊き出しの支援　………………………………　８

８　給水車　…………………………………………　８

９　避難生活に伴う

必要物資の確保【安定期～】　………………　９

プライバシーの保護

業務で知り得た個人情報は、福祉避難所運営のためだけに利用し、本人の同意を得た場合を除き、福祉避難所閉鎖後も含め、絶対に口外しないこと。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 食料・物資の業務１ | 実施時期 | 展開期～ |
| 事前確認 |
| １災害救助法の確認* 食料や水、物資の配給は災害救助法に基づき行うため、災害救助法における救助の程度、方法及び期間を事前に確認しておく。

２必要数の把握* 福祉避難所利用者数（福祉避難所利用者名簿等で確認する。）を毎日確認し、食料や水、物資の必要な数を的確に把握する。（なるべく余剰が発生しないよう注意する。）

３個別対応が必要な人の確認* 食料や物資の配給で個別に対応が必要な人を把握する。
* 食物アレルギーや宗教上の理由から食べることのできない食材などがある方のために、福祉避難所で提供する食料の材料表を用意する。なお、豊橋市が備蓄しているアルファ化米は、一般的なアレルギーに対応している。

４備蓄物資の確認* 備蓄品及び救助用資機材のチェックリスト (様式集p.44) を参考に、備蓄してある食料や水、物資の保管場所や状態、数などを確認する。
* 今後調達する物資なども含め、在庫数などは常に把握・管理できるよう整理整頓に心掛ける。
 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 食料・物資の業務２ | 実施時期 | 展開期～ |
| 調達・配給に必要な場所などの確保 |
| (１)保管場所の確保* 備蓄倉庫などがある場合は、そのまま利用する。ない場合は、食料や水、物資を一時的に保管する場所を決める。
* 保管場所の鍵は福祉避難所要員又は施設管理者が管理・保管する。

**＜保管場所＞**保管場所は、福祉避難所を利用する人の居住スペースとは別とする。高温、多湿を避け、風雨を防げる壁と屋根があり、鍵がかかる場所が望ましい。物資の荷下ろしをする場所や、福祉避難所利用者に配給する場所などの位置や動線も考慮する。・電気がある場合、冷蔵庫や空調で低温管理した個室などに保管する。・電気がない場合、発泡スチロールと保冷材を使用する、または直射日光が当たらない個室に保管する。(２)荷下ろしをする場所の確保* 車両による物資輸送を想定し、道路から行き来がしやすく、保管場所とも近い場所を荷下ろし場とする。
* 事故などを防ぐため、福祉避難所利用者の動線（人が利用する出入口）となるべく交わらないよう注意する。

(３)配給に必要な資機材の確保* 運搬用の台車や、炊き出しに必要な設備・道具の有無を確認する。ない場合は、物資の調達を参考に、必要に応じて調達する。

(４)物資保管場所の配置図を作成* 物資の保管場所が複数ある場合は、福祉避難所内の見取り図などに保管場所と保管している物資の内容がわかる配置図を作成する。
* 配置を変更した場合や、保管している物資の内容が変わった場合は、配置図を修正する。
 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 食料・物資の業務３ | 実施時期 | 展開期～ |
| 調達 |
| (１)水の確保* 水は飲料水を優先的に確保する。
* 飲料水は、衛生面を重視し、ペットボトルや瓶などの未開封のものを優先し、これらが確保できないときは、災害対策本部にペットボトル入りの水や給水車を要請する。
* 飲料水が安定的に確保できるようになったら、洗顔、洗髪、洗濯などの生活用水への利用について、施設管理者と協議する。

(２)不足分の調達* 水や食料が不足する場合は食料依頼伝票(様式集p.36)に、物資が不足する場合は物資依頼伝票(様式集p.32)に記入する。
* 記入後は写しをとり、原本は福祉避難所要員が保管する。
* 依頼伝票の写しはファイルに綴じて保管する。
* 福祉避難所要員（福祉避難所要員がいない場合は施設管理者）は、それぞれの依頼伝票に発信日時、避難所名、発注依頼者などを記入し、災害対策本部にＦＡＸで送信する。（ＦＡＸが使えない場合は、伝令などで直接届ける。）
 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 食料・物資の業務４ | 実施時期 | 展開期～ |
| 受け取り |
| (１)災害対策本部に要請したものの取扱い* 水や食料、物資が届いたら、福祉避難所要員（不在の場合は施設管理者）が食料・物資の業務３で保管した依頼伝票の写しにより内容と数を確認し、受領サイン欄に押印または署名をする。
* 水や食料、物資を適切に管理するため、水や食料は食料管理表(様式集p.37)に、物資は物資受入簿(様式集p.33)と物資ごとの受入・配付等管理簿(様式集p.34) 、物資の供給状況（まとめ表）(様式集p.35)に、届いたものの内容や数を記入する。
* 福祉避難所要員（不在の場合は施設管理者）は、災害対策本部に、受領した旨を連絡する。

(２)寄付や支援物資* 個人や団体などから直接、寄付や物資など支援の申し出があった場合は、災害対策本部を通すよう伝える。ただし少量の場合などは、施設管理者と相談し、直接受入れるかどうかを決める。(詳しくは総務の業務１－６)
* 災害対策本部経由で受けた支援物資は、物資ごとの受入・配付等管理簿(様式集p.34)の受入元欄に「寄付（寄付者名）」と記入し、出所を明示する。また、支援を受けた物資が届いた旨を災害対策本部に連絡する。（支援物資受入一覧表(様式集p.23)に内容を記入する。）
* 不要な救援物資が来た場合は受け取りを拒否する。
 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 食料・物資の業務５ | 実施時期 | 展開期～ |
| 保管 |
| * 食料、物資は一時保管場所に運搬し、用途や種類ごとに分けて保管する。
* 水や食料は食料管理表(様式集p.37)、物資は物資ごとの受入・配付等管理簿(様式集p.34)により在庫を管理する。

**＜保管のしかた＞**　【水・食料】気温が高い時期は、水や食料が腐敗しないよう、冷暗所に保管し、開封したものは長く保存しないなど衛生管理に注意する。飲用に適さなくなった水は生活用水などに利用する。調理済み食料など日持ちのしないものは、保存せず、なるべくすみやかに配付する。アレルギー対応食品は、他の食品と必ず分けて保管する。【物資】物資は、福祉避難所を利用する人に配付するものと、運営で使用するものに分け、さらに種類ごとに分類し、数量を確認する。常に在庫数が把握できるよう、整理整頓を心がける。包丁、ガスボンベなどの危険物の取扱いに厳重に注意する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 配付するもの | 衣類、靴下、靴 | 上着、履物(ズボンなど)、下着、靴下、靴などの種類ごとに男性用、女性用、子ども用などサイズも分ける |
| 寝具 | 毛布、布団、タオルケットなど |
| 日用品 | タオル、せっけん、歯みがき用品、ウェットティッシュ、ティッシュペーパーなど |
| 食器 | 使い捨ての食器や箸など |
| 要配慮者用など個別に対応するもの | 哺乳瓶、粉ミルク、紙おむつ、おしりふき、生理用品、ストーマ用装具、妊婦用下着など |
| 運営用 | 炊事道具 | なべ、やかん、包丁、湯沸し用ポット、炊飯器など |
| 光熱材料 | ライターなど火を起こす道具、ローソクなど固形燃料など |
| 衛生用品 | ごみ袋、消毒液、洗剤など |
| その他 | 文房具、乾電池など |

 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 食料・物資の業務６ | 実施時期 | 展開期～ |
| 配給 |
| (１)配給時間と場所を知らせる* 水や食料、物資を配給する時間と場所を決める。
* 情報掲示板への掲示などにより、福祉避難所利用者全員に確実に伝わるようにする。

(２)配給のしかたと注意事項* 配給は、公平性の確保に最大限配慮し、物資の供給状況（まとめ表）(様式集p.35)に供給状況をまとめておく。

→水や食料、物資が足りないとき公平性が確保できない場合は、現状を福祉避難所利用者全員に説明し理解を求めた上で、病人やけが人、高齢者、乳幼児、妊産婦、障害者(児)のうち、健康状態や、本人・家族・周囲の状況など、福祉避難所利用者が抱える様々な事情を考慮し優先順位をつけ、個別に対応する。→食事への配慮が必要な人がいるか事前にチェック！食物アレルギーや宗教上の理由から食べられない食材がある人、離乳食ややわらかい食事が必要な人、その他食事で配慮が必要な人がいないか事前に確認する。また、食料の期限切れが無いことなどを確認してから配付し、残食を保存しないよう福祉避難所利用者に啓発する。(３)個別対応が必要な物資などの配給* 哺乳瓶や乳児用のミルク、生理用品、紙おむつなど、使う人が限られる（特定される）物資は、その人が配給を受けやすい場所や方法などを施設管理者と協議する。
* 付添家族にも協力を得た上で、個別に対応する。
* 個別対応する物資の配給場所や方法が決まったら、情報掲示板への掲示などにより、福祉避難所利用者全員に確実に伝わるようにする。
 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 食料・物資の業務７ | 実施時期 | 展開期～ |
| 炊き出しの支援 |
| * ボランティア等が行う炊き出しの支援を行う。
* 実施する場合は、防疫の観点から衛生に十分注意する。また、火を扱う場合は防火にも十分注意する。
* 施設の備品や設備を使う際は、事前に施設管理者の了解を得て、調理者の責任で調理を行う。
* 食物アレルギーや宗教上の理由から食べることのできない食材がある方のために、調理の際は工夫する。また福祉避難所で提供する食料の原材料表示や、使用した食材がわかる材料表を掲示する。（加工食品、調味料、出汁などにも注意）
* 炊き出しの残飯や排水を適切に処理する。

残飯などのごみ：保健・衛生の業務p.3「ごみ」参照排　　　　　水：保健・衛生の業務p.4「生活用水」参照 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 食料・物資の業務８ | 実施時期 | 展開期～ |
| 給水車 |
| * 給水車が来る日時は、福祉避難所を利用する人全員に確実に伝わるようにする。
* 給水のために必要であれば、付添家族などの協力を仰ぐ。
* 給水を受ける前に、手洗いなどの衛生管理を徹底する。
* 飲料水と生活用水で明確に分かるよう区別するとともに、共有の水と個人用の水で明確に分かるようにも区別する。
 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 食料・物資の業務９ | 実施時期 | 安定期～ |
| 避難生活に伴う必要物資の確保 |
| * 避難生活に必要となる物資について情報を集め、災害対策本部と調整の上で、調達に努める。
* 近隣の商業施設などが営業を再開し、ほとんどの食料・物品が購入できる状態となった場合は、福祉避難所利用者からの要望にどこまで対応するか、災害対策本部と検討する。

　　**＜避難生活に必要となる物資の例＞**

|  |  |
| --- | --- |
| 敷物 | 畳、マット、カーペット、簡易ベッドなど |
| 暑さ、寒さ対策 | 扇風機、冷暖房機器、ストーブ、カイロ、毛布など |
| プライバシー確保のための資材 | 間仕切り用段ボールやパーティション、テントなど |
| 個人に配付する衛生用品 | 歯ブラシ、歯磨き粉、くし、タオル、洗剤、紙おむつ、消毒剤、マスクなど |
| 共同使用する電化製品 | 洗濯機、乾燥機、冷蔵庫、テレビ、ラジオ、インターネットが利用可能な機器、延長コードなど |
| 炊き出しに必要なもの | 簡易台所、調理用品、茶碗等食器類 |

 |